

参議院委員会先例録

小目次

第一章 委員会の組織	一
第一節 常任委員会及び特別委員会	一
一 常任委員会は、十七種とする	一
二 常任委員会の所管は、各省庁別とする	二
三 特別委員会は、議院の議決により設置する	二
四 特別委員会の名称及び目的は、設置の議決で定める	三
五 特別委員会の消滅時期	四

第二節 常任委員及び特別委員 五

六 常任委員の数は、十人ないし四十五人とする 五

七 特別委員の数は、設置の議決で定める 六

八 議員は、少なくとも一個の常任委員となり、同時に二個を超える常任委員となることはできない 六

九 常任委員及び特別委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、議院の会議において選任する 七

一〇 委員の各会派割当数の変更 八

一一 通常選挙後初めて召集される国会においては、改選期に当たらなかつた議員は全て常任委員を辞任し、新たに全常任委員を選任するのを例とする 一〇

一二 同一議員の委員の変更は、一日一回限りとする 一一

第三節 委員長及び理事……………二二

第一款 委員長……………二二

- 一三 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するとともに委員会を代表する……………二二
- 一四 常任委員長は、議院の会議において当該委員会の委員の中から選任する
常任委員長は、各会派に配分するのを例とする……………二二
- 一五 通常選挙後初めて召集される国会においては、新たに全常任委員長を選任する
のを例とする……………二五
- 一六 特別委員長は、委員会においてその委員が互選する……………一六
- 一七 特別委員長の互選は、委員会設置の当日に行うのを例とする……………一六
- 一七 特別委員長の互選に当たっては、委員中の年長者が委員長の職務を行う……………一七
- 一八 特別委員長は、会派に対する割当てに基づき、当該会派から推薦された者につ
いて、委員長の職務を行う年長者の指名により選任するのを例とする……………一八
- 一九 特別委員長を無名投票により互選した例……………一八

- 二〇 常任委員長が特別委員長を兼ねた例……………二一〇
- 二一 特別委員長を選任したときは、選任の当日文書をもって議長に報告する……………二二二
- 二二 特別委員長の辞任は、委員会が許可する……………二二二
- 二三 特別委員長の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする……………二四
- 二四 委員長は、委員会の運営に関し協議するため理事会を開く……………二五
- 第二款 理事**……………二五
- 二五 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、理事が委員長の職務を行う……………二五
- 二六 委員長の信任に関する議事については、委員長の委託を受けた理事が委員長の職務を行う……………二七
- 二七 常任委員会の理事は、議院運営委員会において定めた常任委員会の理事の選任基準により、議院運営委員会理事会において各会派に割り当て、各委員会において選任する……………二八

二八	特別委員会の理事は、議院運営委員会理事会において定めた理事の数及び各会派に対する割当てに基づき、委員会において選任するのを例とする……………	二九
二九	理事は、委員長の指名により選任するのを例とする……………	三〇
三〇	理事を選任したときは、選任の当日委員長から文書をもって議長に報告する……………	三一
三一	常任委員長及び特別委員長は、理事を兼ねない……………	三二
三二	常任委員会の理事は、他の常任委員会の理事を兼ねない……………	三二
三三	理事の辞任は、委員会が許可する……………	三二
三四	理事の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする……………	三五
三五	理事がその地位を失ったときは、最近の委員会においてその補欠選任を行うのを例とする……………	三五
三六	理事に事故があり又は理事選任前のため、委員が委員長の職務を行った例……………	三六

第二章 会議……………三九

第一節 開会、休憩及び散会……………三九

- 三七 委員会の開会の日時は、委員長がこれを定める……………三九
- 三八 委員会の開会の要求は、委員の三分の一以上の連署する文書によつてこれを行
う……………三九
- 三九 委員会の開会の要求書に日時が記載されている場合においても、開会の日時は
委員長がこれを定める……………四〇
- 四〇 委員会の定例日に関する例……………四一
- 四一 審査日程に関する例……………四一
- 四二 委員会は、日曜日その他の休日には開かないのを例とする……………四二
- 四三 委員会の開会時刻は、午前十時又は午後一時と定めるのを例とする……………四三
- 四四 委員会を議院の会議中に開くには、あらかじめ議長の許可を受けることを要す
る……………四三

四五	委員会の開会の通知は、参議院公報をもって行う……………	四四
四六	委員会は、委員会議室において開く……………	四五
四七	委員会の定足数は、委員の実数を基礎として算定する……………	四五
四八	委員会開会后一時定足数を欠く場合に関する例……………	四六
四九	休憩及び散会は、委員長がこれを宣告する……………	四六
五〇	委員の席は、特定しないのを例とする……………	四六
五一	委員打合会に関する例……………	四七

第二節 案件の審査及び調査…………… 四九

第一款 法律案…………… 四九

五二	法律案審査の順序……………	四九
五三	審査案件が数個あるときは、議題とする順序は委員長が定める……………	五〇
五四	審査の便宜上必要があるときは、数個の議案を一括して議題とし審査を行う……………	五〇
五五	衆議院において修正された議案については、送付案を原案として審査する……………	五一

五六	議案が衆議院において修正された場合の説明に関する例	五一
五七	議案の趣旨説明を省略した例	五二
五八	委員会提出の法律案決定の順序	五五
五九	委員会提出の法律案については、字句の整理及び趣旨説明の内容を、委員長に一任するのを例とする	五六
六〇	中間報告が行われた法律案について委員会の審査に期限が付された例	五六
六一	法律案の審査中憲法第五十九条第四項の期間が経過しても、委員会は引き続き審査を行う	五七
六二	衆議院から議決を要しないものとなった旨の通知があつた法律案は、その通知書の受領と同時に消滅したものと取り扱う	五九
六三	委員会の議題となった議員発議案の撤回は、委員会の許可を要する	六〇
六四	法律案について審査報告書を撤回し再び審査を行った例	六〇
第二款 予算		
六五	総予算審査の順序	六一

六六	補正予算審査の順序……………	六三
六七	暫定予算審査の順序……………	六四
六八	予算の趣旨説明は、衆議院予算委員会に引き続き同日これを聴くのを例とする……………	六四
六九	予算委員会が他の委員会に対し、総予算について審査を委嘱するには、委員長 の発議により、委員会において決定する……………	六五
七〇	総予算について審査の委嘱を受けた委員会は、所管の国务大臣等から予算の説 明を聴いた後、質疑を行うが、討論、採決は行わない……………	六五
七一	総予算について審査の委嘱を受けた委員会は、その審査の後、委員長から審査 概要を予算委員会に報告する……………	六六
七二	予算の審査中憲法第六十条第二項の期間が経過した例……………	六六
第三款 決算及び決算に準ずるもの……………		
七三	決算審査の順序……………	六七
七四	決算については、決算検査報告に関し説明書が提出される……………	七二

- 七五 決算について総括的な質疑を行うに当たっては、内閣総理大臣が出席するのを例とする……………七三
- 七六 決算につき議決するには、委員長においてあらかじめ議決案を作成し、これを表決に付するのを例とする……………七三
- 七七 決算につき警告の議決をしたときには、これに対し関係国務大臣が所信を述べ、これを例とする……………七三
- 警告決議に対しその後内閣の採った措置については、財務大臣が報告するのを例とする……………七五
- 七八 国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書は、決算と併せて審査を行い、是認するか否かを議決するのを例とする……………七七
- 七九 国庫債務負担行為総調書を審査するには、財務大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、是認するか否かを議決するのを例とする……………七七
- 八〇 日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書を審査するには、総務大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、議決するのを例とする……………七八

八一 決算及び決算に準ずるものは、会期中に審査が結了するに至らなかつた場合に
おいては、後の国会において引き続き審査するのを例とする……………八一〇

第四款 条約……………八一

八二 条約審査の順序……………八一

八三 条約の審査中憲法第六十一条の期間が経過した例……………八一

八四 衆議院送付の条約を継続審査とした例……………八四

第五款 予備費使用総調書及び各省各庁所管使

用調書等……………八五

八五 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等を審査するには、財務大臣等か
ら説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承諾を与えるべきか否かを議決する
のを例とする……………八五

第六款 決算調整資金からの歳入組入れに関する

調書……………八八

八六 決算調整資金からの歳入組入れに関する調書を審査するには、財務大臣から説

明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承諾を与えるべきか否かを議決するのを
例とする……………八八

第七款 その他の国会の承認又は議決を求める

案件、議員の逮捕について許諾を求め
るの件、決議案、規則案等……………八九

八七 国会の承認を求める案件を審査するには、所管の国务大臣等から趣旨説明を聴

いて、質疑を行い、討論の後、承認すべきか否かを議決するのを例とする……………八九

八八 国会の議決を求める案件を審査するには、所管の国务大臣等から趣旨説明を聴

いて、質疑を行い、討論の後、可否を議決するのを例とする……………九一

八九	議員の逮捕について許諾を求めるの件を審査するには、国务大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、許諾を与えるべきか否かを議決するのを例とする……………	九一
九〇	決議案、規則案等の審査に関する例……………	九三
九一	委員会において決議案の発議につき協議した例……………	九五

第八款 請願……………九六

九二	請願審査の順序……………	九六
九三	請願は、請願文書表に記載された順序によつて審査するのを例とする……………	九七
九四	請願の審査を小委員会等に付した例……………	九七
九五	紹介議員が議員の地位を失つた場合にも、そのまま請願の審査を行うのを例とする……………	九九
九六	請願は、採択すべきもの又は不採択とすべきものと議決する……………	九九
九七	請願について願意の一部を除き採択する場合には、意見書案を付する……………	一〇〇

九八	審査中の議案に関連がある請願は、当該議案の審査が終了するまで表決に付き ない……………	一〇一
九九	既に委員会の決定があつた議案に関連する請願の処理に関する例……………	一〇一

第九款 懲罰事犯の件……………

一〇〇	懲罰事犯の件審査の順序……………	一〇二
一〇一	議長又は懲罰動議の提出者の説明に関する例……………	一〇三
一〇二	本人から弁明の申出があるときは、委員長はこれを許可する……………	一〇四
一〇三	本人に対する尋問は、本人から弁明を聴いた後、引き続き行うのを例とする……………	一〇五
一〇四	本人から弁明の申出がなく、また、尋問のため本人の出席も求めなかつた例……………	一〇五
一〇五	関係者の尋問に関する例……………	一〇六
一〇六	本人及び関係者の出席要求手続に関する例……………	一〇七
一〇七	証人として関係者の出頭を求めた例……………	一〇八
一〇八	委員外議員が関係者に尋問を行った例……………	一〇八
一〇九	懲罰動議の提出者が証拠物件を提出した例……………	一〇九

一一〇	実地検証を行った例……………	一〇九
一一一	懲罰事犯の件の討論に当たっては、事犯者ごとに、懲罰を科すべきものか否か及び懲罰を科すべきものとする場合にはその種類についても併せて述べるのを例とする……………	一一〇
一一二	懲罰事犯の件についての採決の順序に関する例……………	一一一
一一三	公開議場における戒告又は陳謝の懲罰を科すべきものと議決したときは、委員会においてその文案を起草する……………	一一二
一一四	懲罰事犯の件を審査するときは、議員及び報道関係者のほかは、傍聴を許さないのを例とする……………	一一三
一一五	懲罰事犯の件を継続審査した例……………	一一三
	第十款 調査事件 ……………	一一四
一二六	常任委員会は、調査を行おうとする事件について、あらかじめ議決するのを例とする……………	一一四
一二七	調査事件調査の方法……………	一一五

第三節 発言……………一五

- 一一八 委員会において発言するには、その都度、委員長の許可を受けることを要する……………一五
- 一一九 委員の発言は、通告なしに行うのを例とする……………一六
- 一二〇 発言時間の制限は、全ての発言者の発言に先立って行うのを例とする……………一六
- 一二一 発言時間をあらかじめ各会派に割り当てた例……………一八
- 一二二 議長の委員会への出席発言に関する例……………二〇
- 一二三 委員長が委員会を代表して他の委員会に出席し発言するには、委員会又は理事
- 会の決定に基づいてこれを行うのを例とする……………二一
- 一二四 委員外議員の発言に関する例……………二二
- 一二五 委員の発言中に不穏当な言辞がある場合の措置に関する例……………二四
- 一二六 発言した委員から発言の訂正を求められたときは、委員長がこれを決する……………二七

第四節 動議……………二八

- 一二七 動議は、委員会において、口頭により提出するのを例とする……………二八

一一八	動議の成立に関する例……………	一一九
一二九	先決動議は、直ちに議題とする……………	一二九
一三〇	競合した先決動議を議題とする順序は、委員長がこれを決定する……………	一三〇
一三一	動議について趣旨説明を行った例……………	一三〇
一三二	動議に対し質疑、討論を行った例……………	一三一
一三三	委員会の議題となつた動議の撤回に関する例……………	一三四

第五節 質疑……………

一三四	質疑者の順序に関する例……………	一三四
一三五	予算委員会における質疑に関する例……………	一三五
一三六	関連する質疑は、質疑者に異議がない場合に、委員長が適宜これを許可する……………	一三五
一三七	質疑の終局に関する例……………	一三六
一三八	質疑終局の後、特に補充して質疑を行った例……………	一三六

第六節 討論……………一三七

- 一三九 討論者の順序に関する例……………一三七
- 一四〇 討論者は、同一の議題について、一会派一人とするのを例とする……………一四〇
- 一四一 討論は、同一の議題について、一人一回とするのを例とする……………一四一
- 一四二 討論は、案件の全部について行うのを例とする……………一四二
- 一四三 修正案は、原案と併せて討論を行うのを例とする……………一四二
- 一四四 討論者は、案件に対する賛否を明らかにする……………一四三
- 一四五 討論中に継続審査の動議を採決した例……………一四三
- 一四六 討論の終局に関する例……………一四四

第七節 修正……………一四四

- 一四七 修正案の提出に関する例……………一四四
- 一四八 発議者が、その発議した法律案に対して修正案を提出した例……………一四五
- 一四九 小委員会の報告に係る修正案を議題とした例……………一四六

一五〇	修正に伴う字句等の整理を委員長に一任した例	一四六
一五一	修正案を撤回した例	一四七

第八節 内閣の意見聴取

一五二	国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見聴取の時期に関する例	一四八
一五三	内閣の意見は、所管の国務大臣からこれを聴くのを例とする	一五〇

第九節 表決

一五四	採決は、案件ごとに行うのを例とする	一五一
一五五	採決は、挙手又は起立の方法によるのを例とする	一五一
一五六	委員長が異議の有無を諮ったところ、反対と呼ぶ者があつたため、挙手により採決した例	一五二
一五七	委員長は、表決に加わらない	一五三
一五八	採決において過半数を算定するには、委員長を除く出席委員全員を基礎数とする	一五三

- 一五九 採決の結果可否同数となり、委員長が決した例……………一五四
- 一六〇 修正案は、原案より先に採決する……………一五五
- 一六一 修正案が数個あるときは、その採決の順序は委員長が決定する……………一五五
- 一六二 数個の修正案に共通の部分がある場合の採決の方法に関する例……………一五六
- 一六三 修正案が可決されたときは、修正部分を除いた原案について採決する……………一五七
- 一六四 数個の議案に対するそれぞれの修正案を一括して採決した例……………一五八
- 一六五 発議者が、その発議に係る法律案に対する修正案に賛成した例……………一五九
- 一六六 会期が延長されたため、既に議院の会議において継続審査の議決があつた議案
 について採決を行った例……………一五九

第十節 決議……………

- 一六七 委員会における決議は、委員長の発議又は委員の動議によりこれを行う……………一六〇
- 一六八 附帯決議の動議は、議案採決の直後に提出するのを例とする……………一六一
- 一六九 他の委員会に対し申入れの決議を行った例……………一六一

一七〇	委員会において決議を行ったときは、所管の国务大臣等が所信を述べるのを例とする……………	一六三
一七一	委員会の決議文を政府等に送付した例……………	一六四
第十一節 秘密会 ……………		
一七二	秘密会においては、委員のほか、議員、国务大臣等及び政府当局者で議事に関係のある者並びに事務を執る職員以外の者の退場を命ずる……………	一六五
一七三	小委員会又は連合審査会を秘密会とした例……………	一六六
一七四	秘密会の記録に関する例……………	一六六
第十二節 傍聴 ……………		
一七五	委員長は、委員会の傍聴を許可するのを例とする……………	一六七
一七六	委員会におけるラジオ、テレビジョンによる実況放送等については、委員長の許可を要する……………	一六九
一七七	秩序保持のため傍聴人に退場を命じた例……………	一六九

第三章 分科会……………一七一

- 一七八 予算委員会及び決算委員会は、審査の便宜のため、これを数個の分科会に分けることができる……………一七一
- 一七九 分科会を設置するには、委員長の発議により、委員会において決定する……………一七二
- 一八〇 分科担当委員の数は、各分科会ともほぼ同数とするのを例とする……………一七三
- 一八一 分科担当委員は、各会派の所属委員数の比率により各会派に割り当てる……………一七四
- 一八二 分科担当委員は、各会派から申出があつた者について、委員長が委員会において指名するのを例とする……………一七四
- 一八三 委員長は、分科担当委員となる……………一七五
- 一八四 分科担当委員の辞任の許可及び補欠選任は、あらかじめ委員長に一任するのを例とする……………一七六
- 一八五 補欠として選任された委員は、前任者の分科会を担当する……………一七六
- 一八六 主査及び副主査は、分科会の審査開始日に選任するのを例とする……………一七七

一八七	主査及び副主査の互選に当たっては、分科担当委員中の年長者が主査の職務を行う	
	主査及び副主査は、会派に対する割当てに基づき、当該会派から推薦された者について、年長者の指名により選任するのを例とする	一七七
一八八	主査及び副主査を選任したときは、選任の当日文書をもって委員長に報告する	一七八
一八九	主査、副主査共に事故があったため、出席分科担当委員中の年長者が主査の職務を行った例	一七九
一九〇	分科会が議事を開き議決するには、分科担当委員の半数以上の出席を要する	一七九
一九一	分科会においては、各省各庁別に細目にわたる説明を聴き質疑を行う	一八〇
一九二	分科担当委員外委員の発言を許可した例	一八〇
一九三	分科会に国務大臣等の出席を求めるには、主査から直接これを行うのを例とする	一八一
一九四	分科会への参考人の出席要求については、委員会においてあらかじめ委員長に一任するのを例とする	一八一

一九五	分科会において、各省各庁に対し資料提出の要求があるときは、主査から直接これを求めるのを例とする……………	一八二
一九六	分科会の審査が終わったときは、主査からその旨の報告書を委員長に提出し、質疑応答の概要を口頭をもって委員会に報告する……………	一八二
一九七	分科会の審査期間中に委員会を開いた例……………	一八三
一九八	分科会の消滅時期……………	一八三
第四章 小委員会 ……………		
一九九	小委員会は、委員会が審査又は調査のため、必要に応じ、委員長の発議又は委員の動議によりこれを設ける……………	一八五
二〇〇	小委員の数は、小委員会設置の議決で定める……………	一八六
二〇一	小委員は、各会派に割り当てるのを例とする……………	一八六
二〇二	小委員は、各会派から推薦された者について、委員長が委員会において指名するのを例とする……………	一八七
二〇三	小委員の辞任の許可及び補欠選任は、あらかじめ委員長に一任するのを例とする……………	一八八

二〇四	小委員会には小委員長を置く……………	一八八
二〇五	小委員長の選任に関する例……………	一八九
二〇六	小委員会において小委員長を選任したときは、選任の当日文書をもって委員長に報告する……………	一八九
二〇七	小委員長代理に関する例……………	一九〇
二〇八	小委員長の辞任の許可及び補欠選任に関する例……………	一九一
二〇九	小委員会が議事を開き議決するには、小委員の半数以上の出席を要する……………	一九二
二一〇	小委員会を秘密会とした例……………	一九二
二一一	小委員会において、秘密会の記録を特に秘密を要するものと議決し、当該部分を提供する会議録に掲載しなかつた例……………	一九三
二一二	小委員会に國務大臣等の出席を求めるとは、小委員長から直接これを行うのを例とする……………	一九三
二二三	小委員会への政府参考人の出席要求をあらかじめ委員長に一任した例……………	一九四
二二四	小委員会への参考人の出席要求に関する例……………	一九四

- 二二五 小委員会において、各省各庁に対し資料提出の要求があるときは、小委員長から直接これを求めるのを例とする……………一九五
- 二二六 小委員会の審査又は調査が終わったときは、小委員長から委員会に経過及び結果を報告する……………一九五
- 二二七 一の委員会に設けられた二個の小委員会が連合して会議を開いた例……………一九六
- 二二八 小委員会の名称を変更した例……………一九七
- 二二九 小委員会の消滅時期……………一九七

第五章 公聴会……………一九九

- 二二〇 委員会において公聴会を開くことを決定したときは、公聴会開会承認要求書を議長に提出する……………一九九
- 二二一 公聴会の開会の日時は、委員長が委員会に諮って決定するのを例とする……………一九九
- 二二二 公聴会の公示は、官報に掲載するほか、委員長の選定するところにより、ラジオ、テレビジョン放送等の方法による……………二〇〇
- 二二三 公聴会は、おおむね十日前に公示するのを例とする……………二〇一

二二四	公述人の選定は、委員長に一任するのを例とする……………	二〇一
二二五	公述人の発言時間は、委員長においてあらかじめ均等に定めるのを例とする……………	二〇二
二二六	欠席した公述人の申出により代理人に意見を述べさせた例……………	二〇二
二二七	欠席した公述人が文書をもって意見を提示した例……………	二〇三
二二八	公述人の意見を連合審査会において聴取した例……………	二〇四
第六章 連合審査会……………		
		二〇五
二二九	連合審査会は、案件を付託されている委員会が、その案件に関連のある他の委員 会から開会の申入れを受け、これを受諾して開くのを例とする……………	二〇五
二三〇	連合審査会開会の申入れを拒否した例……………	二〇七
二三一	連合審査会の開会の日時は、案件を付託されている委員会の委員長が、他の委 員会の委員長と協議して決定する……………	二〇八
二三二	連合審査会は、開会の日時を参議院公報に掲載して開くのを例とする……………	二〇九
二三三	連合審査会は、各委員会の委員実数の合計の半数以上が出席し、かつ、各委員 会の委員の少なくとも一人以上が出席するのを待つて開くのを例とする……………	二一一

二三四	連合審査会の会議は、案件を付託されている委員会の委員長がこれを整理する……………	二二一
二三五	連合審査会における趣旨説明に関する例……………	二二四
二三六	連合審査会における質疑者の順序及び時間等については、関係委員会の委員長 又は連合理事会において協議するのを例とする……………	二二五
二三七	連合審査会における質疑は、案件を付託されていない委員会の委員から優先的 に行うのを例とする……………	二二六
二三八	連合審査会における質疑時間をあらかじめ各会派又は各委員会に割り当てた例……………	二二七
二三九	連合審査会において委員外議員の発言を許可した例……………	二二八
二四〇	連合審査会には案件の議決権はない……………	二二九
二四一	連合審査会を秘密会とした例……………	二二九
二四二	連合審査会において、秘密会の記録を特に秘密を要するものと議決し、当該部 分を提供する会議録に掲載しなかった例……………	二二〇
二四三	連合審査会に政府参考人の出席を求めるには、案件を付託されている委員会に おいて、その出席要求を決定するのを例とする……………	二二一
二四四	連合審査会に証人の出頭を求めた例……………	二二二

二四五	連合審査会に参考人の出席を求めるとは、案件を付託されている委員会において、その出席要求を決定するのを例とする……………	二二三
二四六	連合審査会は、会議の整理者の発議又は委員の動議により、連合審査会の議決をもつて終了するのを例とする……………	二二四
第七章 国務大臣等 ……………		
二四七	国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席要求は、委員長から直接これを行うのを例とする……………	二二七
二四八	会計検査院長及び検査官の出席要求は、委員長から直接これを行うのを例とする……………	二二九
二四九	最高裁判所長官の指定した代理者の発言は、委員長においてこれを許可するのを例とする……………	二三〇
二五〇	政府参考人の出席要求は、委員会において議決し、委員長からこれを行う……………	二三〇
二五一	国会職員の出席発言は、委員長からこれを求めるのを例とする……………	二三一

- 二五二 国務大臣等の発言中に不穏当な言辞があると思われる場合に、委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例……………二五三
- 二五三 委員会において発言した国務大臣等から発言の訂正を求められたときは、委員長がこれを決する……………二三八

第八章 証人及び参考人……………二四一

第一節 証人……………二四一

- 二五四 証人の出頭を求めるには、証人出頭要求書を議長に提出する……………二四一
- 二五五 議院外の指定する場所に証人の出頭を求めるには、証人出頭要求書を議長に提出する……………二四二
- 二五六 証人の現在場所において証言を求めるには、証人証言要求書を議長に提出する……………二四二
- 二五七 証人の出頭を求め又は証人の現在場所において証言を求めるには、出頭又は証言すべき日の五日前までに通知する……………二四三

二五八	証人は、委員長の許可を得て補佐人を選任することができる……………	二四四
二五九	外国人が証人として出頭し証言した例……………	二四四
二六〇	連合審査会に証人が出頭した例……………	二四五
二六一	議院外の指定する場所に証人の出頭を求めた例……………	二四六
二六二	証人の現在場所において証言を求めた例……………	二四六
二六三	委員長は、証人に対し、宣誓又は証言を拒むことができる場合を告げ、かつ、正当の理由がなくて宣誓又は証言を拒んだとき及び虚偽の陳述をしたときの罰則を警告する……………	二四七
二六四	証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音は、委員長が証人の意見を聴いた上で委員会に諮り許可する……………	二四八
二六五	証人の宣誓は、起立して行う……………	二四八
二六六	数人の証人から証言を求める方法に関する例……………	二四九
二六七	証人に対する尋問時間をあらかじめ委員長及び各会派に割り当てた例……………	二四九
二六八	議院外において証言を求めたときは、議院外証言速記録を委員会会議録に掲載するのを例とする……………	二五〇

二六九	証人が出頭しなかった場合の措置に関する例	二五一
二七〇	証人として書類の提出を求めるには、書類提出要求書を議長に提出する	二五三
二七一	証人として書類の提出を求めた例	二五三
二七二	証人を告発した例	二五四

第二節 参考人

二七三	参考人の出席を求めるには、参考人出席要求書を議長に提出する	二五六
二七四	外国人が参考人として出席し意見を述べた例	二五七
二七五	参考人の発言中に不穏当な言辞があると思われる場合に、委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった例	二五九
二七六	欠席した参考人が意見を記述した文書を提出した例	二六一
二七七	分科会、小委員会又は連合審査会において参考人の意見を聴取した例	二六二

二七八	委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出する……………	二六五
二七九	数個の委員会の派遣委員が合同して調査を行った例……………	二六八
二八〇	審査中の議案について関係者等の意見を聴取するため、委員派遣を行った例……………	二六八
二八一	派遣委員は、調査の結果について報告する……………	二六九
二八二	報告又は記録の提出要求に関する例……………	二七〇
二八三	会計検査院に対して特定事項の検査の要請をするには、会計検査及びその結果の報告要請書を議長に提出する……………	二七一
	第十章 報告……………	二七三
	第一節 審査報告書……………	二七三
二八四	案件の審査を終わったときは、審査結了の当日委員長から審査報告書を議長に提出する……………	二七三

- 二八五 請願及び懲罰事犯の件の審査報告書には、要領書を添えない……………二七四
- 二八六 閉会中に継続審査案件の審査を終わらなかったときは、次の国会の召集日の前日委員長から審査報告書を議長に提出する……………二七五
- 二八七 法律案の審査報告書を撤回した例……………二七五

第二節 調査報告書……………二七六

- 二八八 調査を終わったときは、調査終了の当日委員長から調査報告書を議長に提出する……………二七六
- 二八九 会期中に調査を終わらなかったときは、会期の終了日に委員長から調査報告書を議長に提出する……………二七七
- 二九〇 閉会中に継続調査事件について調査を終わらなかったときは、次の国会の召集日の前日委員長から調査報告書を議長に提出する……………二七八
- 二九一 委員会において調査中の事件について、中間報告として調査報告書を議長に提出した例……………二七九

第三節 委員長報告……………二八一

二九二 委員長は、審査を終わった案件が議院の会議の議題となったときは、案件の内

容について説明した後、委員会における審査の経過及び結果を報告する……………二八一

二九三 審査中の案件について議院の会議において中間報告を求められたときは、委員

長は、案件の内容について説明した後、委員会における審査の経過について報

告する……………二八二

二九四 委員会において調査中の事件について、議院の会議において口頭で中間報告を

行った例……………二八三

第四節 少数意見報告……………二八六

二九五 少数意見を議院に報告しようとするときは、少数意見者は、所定の賛成者と連

名で少数意見報告書を委員長を経て議長に提出する……………二八六

第十一章 継続審査及び継続調査……………二八九

二九六 委員会が閉会中も審査又は調査を継続しようとするときは、継続審査要求書又

は継続調査要求書を議長に提出する……………二八九

二九七 継続審査案件を閉会中に採決した例……………二八九

二九八 継続審査案件は、次の国会において引き続き審査する……………二九三

二九九 通常選挙が行われる閉会中には、議案の継続審査は行わないのを例とする……………二九三

三〇〇 衆議院の解散による閉会中には、議案の継続審査は行わない……………二九四

第十二章 委員会会議録……………二九七

三〇一 委員会会議録に掲載する事項に関する例……………二九七

三〇二 外国人の外国語による発言は、通訳した日本語によつて会議録に記載する……………二九八

三〇三 速記不能の箇所について会議録に補足掲載した例……………二九九

三〇四 速記の一時中止に関する例……………三〇〇

三〇五 委員の発言中の不穏当な言辞は、提供する会議録に掲載しない……………三〇一

三〇六	国務大臣、参考人等の発言中の不穏当な言辞を提供する会議録に掲載しなかつた例……………	三〇一
三〇七	委員、国務大臣等から発言の訂正を求められ、委員長がこれを認めたときは、発言を訂正して会議録に掲載する……………	三〇二
三〇八	秘密会の記録のうち特に秘密を要するものと議決した部分は、提供する会議録に掲載しない……………	三〇三
第十三章 常任委員会合同審査会 ……………		
三〇九	合同審査会の開会手続に関する例……………	三〇五
三一〇	合同審査会の委員は、両議院の常任委員会の委員全員とするのを例とする……………	三〇七
三一〇	合同審査会の会長は、各議院の常任委員長又は理事が協議してこれに当たる……………	三〇八
三一一	合同審査会の定足数……………	三〇九
三一二	合同審査会の審査に当たっては、まず、各議院の委員会における審査の経過の説明を聴いた後、質疑を行うのを例とする……………	三〇九
三一二	合同審査会において委員外議員の発言を許可した例……………	三一〇

- 三二五 合同審査会において証人の証言を聴取した例……………三二〇
- 三二六 合同審査会に国務大臣等の出席を求めるには、会長から直接これを行うのを例とする……………三二一
- 三二七 合同審査会における案件の採決は、起立の方法により又は異議の有無を諮って行うのを例とする……………三二一
- 三二八 合同審査会には速記を付し、その議事を合同審査会会議録に記載する……………三二二
- 三二九 国家基本政策委員会合同審査会に関する例……………三二二

第十四章 調査会……………三二九

- 三三〇 調査会は、議院の議決により設置し、調査会の名称、調査事項及び委員の数は、その設置の議決で定める……………三二九
- 三三一 調査会の存続期間……………三三〇
- 三三二 調査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、議院の会議において選任する……………三三〇

三三三	調査会長は、調査会の議事を整理し、秩序を保持するとともに調査会を代表する……………	三三二
三三四	調査会長は、調査会においてその委員が互選する	
三三五	調査会長の互選は、調査会設置の当日に行うのを例とする……………	三三一
三三六	調査会長の辞任は、調査会が許可する……………	三三二
三三七	調査会長の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする……………	三三二
三三八	調査会の理事は、議院運営委員会理事会において定めた理事の数及び各会派に對する割当てに基づき、調査会において選任するのを例とする……………	三三三
三三九	調査事項の調査の方法……………	三三四
三三〇	調査会は、調査事項の調査等のため、必要に応じ、調査会長の發議又は委員の動議により小委員会を設ける……………	三三五
三三一	調査会において公聴会を開くことを決定したときは、公聴会開会承認要求書を議長に提出する……………	三三五
三三二	調査会は、委員会又は他の調査会と協議して連合審査会を開くことができる……………	三三六
三三三	国務大臣等の出席要求は、調査会長から直接これを行うのを例とする……………	三三六

三三三	政府参考人の出席要求は、調査会において議決し、調査会長からこれを行う……………	三二七
三三三	参考人の出席を求めるには、参考人出席要求書を議長に提出する……………	三二七
三三五	委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出する……………	三二八
三三六	報告又は記録の提出要求に関する例……………	三二九
三三七	調査会は、法律案を提出することができる……………	三二九
三三八	調査会は、調査事項に関し、法律案の委員会提出を勧告するときは、勧告の趣旨及び内容を記載した文書を議長に提出する……………	三三〇
三三九	調査会は、調査事項について、調査の経過及び結果を記載した報告書を議長に提出する……………	三三〇
三四〇	調査会長は、調査の経過及び結果を議院に報告するときは、文書をもって議長に申し出る……………	三三一
三四一	調査会の運営は、法律及び規則の定めによるほか、委員会の例による……………	三三二

第十五章 憲法審査会……………三三三

三四二 憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について

広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又

は国民投票に関する法律案等を審査する……………三三三

三三三 憲法審査会は、四十五人の委員で組織する……………三三四

三四四 会長は、憲法審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び憲法審査会を代表す

る……………三三四

三四五 会長は、憲法審査会においてその委員が互選する……………三三五

三四六 会長の辞任は、憲法審査会が許可する……………三三六

三四七 会長の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする……………三三六

三四八 幹事は、議院運営委員会理事会において定めた幹事の数及び各党派に対する割

当てに基づき、憲法審査会において選任するのを例とする……………三三七

三四九 憲法審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会するこ

とができる……………三三八

- 三五〇 憲法審査会は、必要に応じ、会長の発議又は委員の動議により小委員会を設ける……………三三九
- 三五一 憲法審査会において公聴会を開くことを決定したときは、公聴会開会承認要求書を議長に提出する……………三三九
- 三五二 憲法審査会は、委員会又は調査会と協議して連合審査会を開くことができる……………三四〇
- 三五三 参考人の出席を求めるには、参考人出席要求書を議長に提出する……………三四〇
- 三五四 委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出する……………三四一
- 三五五 憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる……………三四一
- 三五六 憲法審査会の会議は、公開とする……………三四二
- 三五七 憲法審査会は、憲法改正原案に関し、衆議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができる……………三四二
- 三五八 議事その他運営等に関し必要な事項は、憲法審査会の議決によりこれを定める……………三四三

第十六章 情報監視審査会……………三四五

三五九 情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査する……………三四五

三六〇 情報監視審査会は、八人の委員で組織する……………三四六

三六一 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をする……………三四七

三六二 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する……………三四八

三六三 会長は、情報監視審査会においてその委員が互選する……………三四八

三六四 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長の職務を行う……………三四九

三六五	会長は、情報監視審査会の運営に関し協議するため運営協議会を開く……………	三四九
三六六	情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる……………	三五〇
三六七	情報監視審査会は、情報監視審査室において開く……………	三五〇
三六八	情報監視審査会における調査の方法……………	三五一
三六九	議長及び副議長の情報監視審査会への出席発言に関する例……………	三五二
三七〇	国務大臣等の出席要求は、会長から直接これを行うのを例とする……………	三五三
三七一	政府参考人の出席要求は、情報監視審査会において議決し、会長からこれを行う……………	三五三
三七二	参考人の出席を求めるには、参考人出席要求書を議長に提出する……………	三五四
三七三	委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出する……………	三五四
三七四	特定秘密の提出又は提示の要求は、情報監視審査会において議決し、議長を経る……………	三五五
三七五	情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出する……………	三五五

三七六	情報監視審査会は、傍聴を許さない……………	三五六
三七七	情報監視審査会の会議録……………	三五七
三七八	情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要する部分は情報監視審査会において決議する……………	三五七
三七九	情報監視審査会の運営は、法律及び規則の定めによるほか、委員会等の運営を参考とするとともに、特定秘密を適切に保護するために必要な事項等に関する内規等により定める……………	三五八

第十七章 両院協議会…………… 三五九

三八〇	協議委員は、議院の会議において選任する 協議委員は、両院協議会に付される案件につき院議を構成した会派に対し、割り当てるのを例とする……………	三五九
三八一	数個の案件について衆議院から両院協議会を求められた場合の協議委員の選任に関する例……………	三六〇

三八二	協議委員議長及び副議長の互選は、協議委員選任の当日互選会を開いてこれを行うのを例とする……………	三六三
三八三	協議委員議長及び副議長の互選は、協議委員中の年長者がこれを管理する……………	三六四
三八四	協議委員議長及び副議長は、選挙管理者の指名により選任するのを例とする……………	三六四
三八五	両院協議会の開会日時の決定方法に関する例……………	三六五
三八六	両院協議会の運営に関し、両議院の協議委員議長及び副議長が協議するのを例とする……………	三六七
三八七	両院協議会においては、まず、各議院の議決の趣旨の説明を聴いた後、協議に入るのを例とする……………	三六七
三八八	本院において審議中の法律案について、衆議院が憲法第五十九条第四項の規定により、本院が否決したものとみなした場合の両院協議会における本院側の説明に関する例……………	三六九
三八九	両院協議会において小委員を選任した例……………	三七〇
三九〇	両院協議会において国務大臣等の出席を求めた例……………	三七〇

三九一	内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者を議題とし、これを協議案として表決に付する……………	三七一
三九二	両院協議会規程第八条に規定する当然影響をうける事項の範囲に関する例……………	三七四
三九三	協議案の採決は、起立の方法によるのを例とする……………	三七六
三九四	協議案を得る見込みがない場合に両院協議会を終了した例……………	三七七
三九五	成案の案文整理は、両院協議会の議長に一任するのを例とする……………	三七八
三九六	両院協議会が終了したときは、協議委員議長から報告書を議長に提出する……………	三七八
三九七	両院協議会の経過及び結果は、議院の会議において協議委員議長が報告する……………	三七九
三九八	両院協議会において申合せを行い、これを議院の会議において報告した例……………	三七九
三九九	両院協議会には速記を付し、その議事を協議会議録に記載する……………	三八三
四〇〇	協議会議録は、電磁的記録の提供その他の適当な方法により両議院の議員に提供する……………	三八三
四〇一	両院協議会における発言の一部を提供する協議会議録に掲載しなかった例……………	三八四

第十八章 常任委員長懇談会……………三八五

四〇二 議長は、会期、会期の延長、休会、その他につき委員長の意見を聴くため、常任委員長懇談会を開く……………三八五

四〇三 議長は、常任委員長懇談会に特別委員長、調査会長及び憲法審査会会長の出席を求めるのを例とする……………三八六

四〇四 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、理事が常任委員長懇談会に出席するのを例とする……………三八六

四〇五 通常選挙後初めて召集される国会の会期の決定に当たっては、常任委員長懇談会が開かないのを例とする……………三八七

四〇六 常任委員長懇談会に国務大臣等の出席を求めた例……………三八七

第十九章 政治倫理審査会……………三八九

四〇七 政治倫理審査会は、政治倫理の確立のため、議員が行為規範等に著しく違反し、政治的道義的に責任があると認められるかどうかについて審査する……………三八九

四〇八	政治倫理審査会は、十五人の委員で組織する……………	三九〇
四〇九	会長は、政治倫理審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び政治倫理審査会を代表する……………	三九一
四一〇	会長は、政治倫理審査会においてその委員が互選する……………	三九一
四一一	幹事は、議院運営委員会理事会において定めた幹事の数及び各会派に対する割当てに基づき、審査会において選任するのを例とする……………	三九一
四一二	行為規範等違反審査の申立てをするには、委員の三分の一以上が連署する申立書を会長に提出することを要する……………	三九二
四一三	政治倫理に関し不当な疑惑を受けたとして行為規範等違反審査を申し出ようとする議員は、申出書に署名し、これを会長に提出することを要する……………	三九三
四一四	政治倫理審査会が審査の申立てに係る事案を審査するか否かを決定するには、出席委員の過半数による議決を要する……………	三九三
四一五	政治倫理審査会は、政治倫理に関し不当な疑惑を受けたとして議員から審査の申出があったときは、当該申出に係る事案を審査しなければならない……………	三九四

- 四一六 政治倫理審査会は、政治的道義的に責任があると認めた議員に対し、行為規範等の遵守の勧告、一定期間の登院自粛の勧告又は役員、特別委員長、調査会長、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長の辞任の勧告を行う……………三九五
- 四一七 政治倫理審査会が事案について審査を終わつたときは、会長から、事案の概要及び審査の結果を記載した報告書を議長に提出する……………三九六

第二十章 儀礼……………三九七

- 四一八 外国の貴賓が傍聴の際、歓迎の意を表した例……………三九七
- 四一九 感謝決議を行った例……………三九七
- 四二〇 委員の逝去につき委員会において弔意を表した例……………三九九
- 四二一 災害の犠牲者に対し委員会において哀悼の意を表した例……………四〇〇
- 四二二 外国の大統領の逝去につき委員会において弔意を表した例……………四〇〇